



Title	沖縄関係 沖縄返還交渉 -2 (対内) (総理ブリーフ (十一・十三) 及びコミュニケ和文 (十一・十二) 外務省外交史料館レファレンス番号 : nd)
Author(s)	-
Citation	令和元年度外交記録公開 公開日 : 2019年12月25日 外務省外交史料館管理番号 : B'5.1.0.J/U24 CD・DVD番号 : nd
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45930
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

録
理
フ
リ
フ

(十一十三)

A
ウ
コ
ミ
ナ
リ
和
子
(十一十三)

5. モリ森議員ブリーフ (13日)

○総務委員会

4日は10時から12時まで訪米直後の総務へのブリーフィングを行なった。正副官房長官、アイチ大臣、ウシメ次官、モリ森議員、サトウ・ユタツシ、アメリカ局長、ツルギ経済局長、ウニタ経済協局長が同席した。経済問題は自由化問題およびせん維を重点に、経済協力問題は日本の援助のやり方、借条件等について説明し、最後に訪米に関する全般的な問題を打合せた。

(問) せん維問題はどうなっているのか。

(答) 打合わせ中で、今の事柄の進展までである。従って今日のブリーフは現状をおりこんだ。経過説明であった。サトウ・ユタツシ会議では、米側からこの問題が提起されるのはさげられないだろう。

(問) 核なきについて。

(答) 本問題が残っているのは事実である。要するに総務MAITREBとして残っているということだ。

(問) 共同ニキニエテの内にせん維も入れざるを得ないのではないか。

(答) 大臣もいわれたように、できればオキナフに限り、たい方針だが、日本の差違通りにいくかどうかわからない。

(問) 秘理はせん維について心配し、予備交渉をしつかりやれといっているようだが。

(答) まあ、そういうところだ。せん維問題では事前のせつしようがあるなしにかかわらず、米側から提起されることは避けられない。

(問) 日米交渉が行なわれるのはジュネーブか。

(答) やるとすれば、ジュネーブの公算が強い。

(了)

~~事務次官~~
~~外務審議官~~
~~外務審議官~~
~~官房長~~
~~国際渉務官~~
~~書記官~~

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

北米第二課長

秘

無期限

情報局長

報道課長

大臣記者懇談要旨 (11 月 13 日)

1. 様の肉題がどうも厚に片付く
か ほんとうに解らぬ。米側は完全に

口をつぐんでしまった。厚い壁にぶつ
かった感じた。米側は幾つかの

フォーミュラを検討しているのではない
か。

(質問に答へ) 沖縄への ~~構想~~
移再持ち込みについて私が

先般 外国記者クラブで云ったこと

返還後は

は、本土と同じく再持ち込み
は事前協議の対象であり、特

三原則を堅持する政府としては
事前協議を受けなくても再持ち込
みを断ると云うことである。

2. 繊維については通産がもう少し
譲ってくれないかと苦慮している。

牛場次官より大慈弥次官への
説得を続けしており、私も大慈弥

次官に電話をして再考を求め
た。通産は comprehensive に

なることを非常に心配している
ようだ。

共同声明（案）

昭和四四・十一・十二

（傍線部分は未合意）

一 総理大臣と大統領は、日米両国間の関係及び現在の国際政局における日米両国の立場について広く意見を交換した。大統領は、アジアに対する大統領自身及び米国政府の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁栄のため日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、大統領の見解を多とし、日本はアジアの平和と繁栄のため今後も積極的に貢献する考えであることを述べた。

二 総理大臣と大統領は、現下の国際情勢、特に極東における事態の発展について隔意なく意見を交換した。大統領は、この地域の

安定のため域内諸国にその自主的努力を期待する旨を強調したが、同時に米国は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もつて極東における国際の平和と安全の維持に引き続き貢献するものであることを確言した。総理大臣は、米国の決意を多とし、大統領が言及した義務を米国が十分に果たしうる態勢にあることが極東の平和と安全にとつて重要であることを強調した。総理大臣は、さらに、現在の情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きなささえとなつてゐるという認識を述べた。

三 総理大臣と大統領は、朝鮮半島において依然として緊張状態が存在することに特に留意した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の

安全にとつて緊要であると述べた。総理大臣と大統領は、中共がその対外関係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致していることを認めた。しかし^{他方}ながらも、大統領は、中共が米國とともに台湾地域における武力による威嚇又は武力の行使を放棄することに同意を示すに至っていないことを想起しつつ、米國の中華民國に対する条約上の義務に言及し、米國はこれを遵守するものであると述べた。総理大臣は、台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素であると述べた。大統領は、グイエトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米國の誠意ある努力を説明した。総理大臣と大統領は、グイエトナム戦争が沖縄の施政権が日本に返還され

るまでに終結していることを強く希望する旨を明らかにした。これに関連して、両者は、万一ヴィエトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、南ヴィエトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく沖繩の返還が実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議することに意見の一致をみた。総理大臣は、日本としてはインドシナ地域の安定と復興のため果たしうる役割を探求している旨を述べた。

四 総理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかんがみ、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たし

ている役割をともに高く評価し、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした。両者は、また、両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に関し緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた。

五 総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようにとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、総理大臣の見解に対する理解を示した。総理大臣と大統領は、また、現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割を果たしていることを認め、討議の

結果、両者は、日米兩國共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖縄の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに関し、兩國政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法府の必要な支持をえて前記の具体的取決めが締結されることを条件に千九百七十二年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに関連して、総理大臣は、復帰後は沖縄の局地防衛の責務は日本自体の防衛のための努力の一環として徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米國が、沖縄において兩國

共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持することにつき意見が一致した。

六 総理大臣と大統領は、施政権返還にあつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における國際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがつて極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米國が負っている國際義務の効率的遂行の妨げとなるようなものでは

ないとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨を述べた。

七 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。大統領は、総理大臣に対し、米國政府としては、日米安保条約の事前協議制度に関するその立場を害することなく、右の日本政府の政策に背馳することなきよう沖縄の返還を図る意図である旨を確約した。

八 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への移転に関連して兩國間において解決されるべき諸般の財政及び経済上の問題（沖縄における米國企業の利益に関する問題を含む）があるうことに留意し、その解決についての具体的な話合いをすみやかに開始す

ること意見の一致をみた。

九 総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、
両国政府が、相互に合意されるべき返還取決めに従つて施政権が
円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につ
き緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致をみた。両
者は、東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的
責任を負うべきことに合意した。総理大臣と大統領は、琉球政府
に対する必要な助力を含む施政権の移転の準備に関する諸措置に
ついでに現地における協議及び調整のため、現存の琉球列島高等
弁務官に対する諮問委員会に代えて、沖縄に準備委員会を設置す
ることとした。準備委員会は、大使級の日本政府代表及び琉球列

島高等弁務官から成り、それぞれ適当な要員で補佐され、さらに琉球政府行政主席が委員会の顧問として行動することとなる。同委員会は、日米協議委員会を通じて両国政府に対し報告及び勧告を行なうものとする。

一〇 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への返還は、第二次大戦から生じた日米間の主要な懸案の最後のものであり、その双方にとり満足な解決は、友好と相互信頼に基づく日米関係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢献するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。